

政令番号68 1,2-エポキシプロパン (酸化プロピレン)

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和3年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬	農業用以外殺虫剤	その他	合計
1	北海道	9.4E-2							0.1
2	青森県	2.2E-2							0.0
3	岩手県	2.6E-2							0.0
4	宮城県	5.0E-2							0.0
5	秋田県	1.9E-2							0.0
6	山形県	3.1E-2							0.0
7	福島県	4.8E-2							0.0
8	茨城県	9.3E-2							0.1
9	栃木県	5.7E-2							0.1
10	群馬県	6.7E-2							0.1
11	埼玉県	2.2E-1							0.2
12	千葉県	1.0E-1							0.1
13	東京都	3.4E-1							0.3
14	神奈川県	1.6E-1							0.2
15	新潟県	5.7E-2							0.1
16	富山県	6.7E-2							0.1
17	石川県	2.9E-2							0.0
18	福井県	2.2E-2							0.0
19	山梨県	3.1E-2							0.0
20	長野県	8.0E-2							0.1
21	岐阜県	6.8E-2							0.1
22	静岡県	1.1E-1							0.1
23	愛知県	2.1E-1							0.2
24	三重県	4.9E-2							0.0
25	滋賀県	3.6E-2							0.0
26	京都府	6.0E-2							0.1
27	大阪府	2.9E-1							0.3
28	兵庫県	1.4E-1							0.1
29	奈良県	2.0E-2							0.0
30	和歌山県	1.5E-2							0.0
31	鳥取県	8.1E-3							0.0
32	島根県	1.3E-2							0.0
33	岡山県	4.8E-2							0.0
34	広島県	7.7E-2							0.1
35	山口県	2.9E-2							0.0
36	徳島県	1.2E-2							0.0
37	香川県	2.2E-2							0.0
38	愛媛県	2.3E-2							0.0
39	高知県	1.2E-2							0.0
40	福岡県	1.0E-1							0.1
41	佐賀県	1.4E-2							0.0
42	長崎県	2.3E-2							0.0
43	熊本県	2.9E-2							0.0
44	大分県	2.0E-2							0.0
45	宮崎県	1.6E-2							0.0
46	鹿児島県	3.0E-2							0.0
47	沖縄県	2.1E-2							0.0
	全国	3.1E+0							3.1